

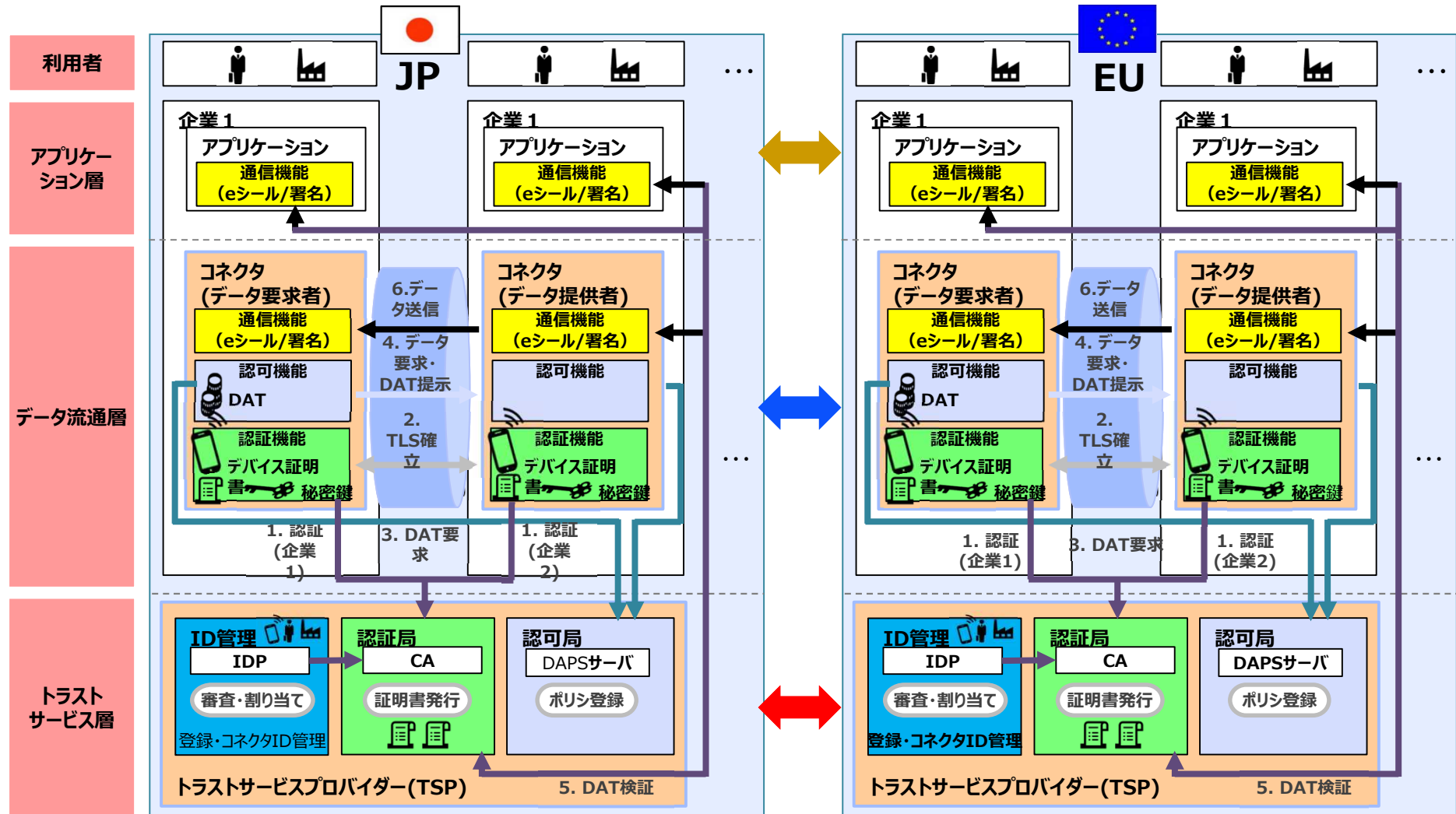
トラストを確保したDX推進SWGにおける トラストの全体像

2021年11月18日

慶應義塾大学
手塚 悟

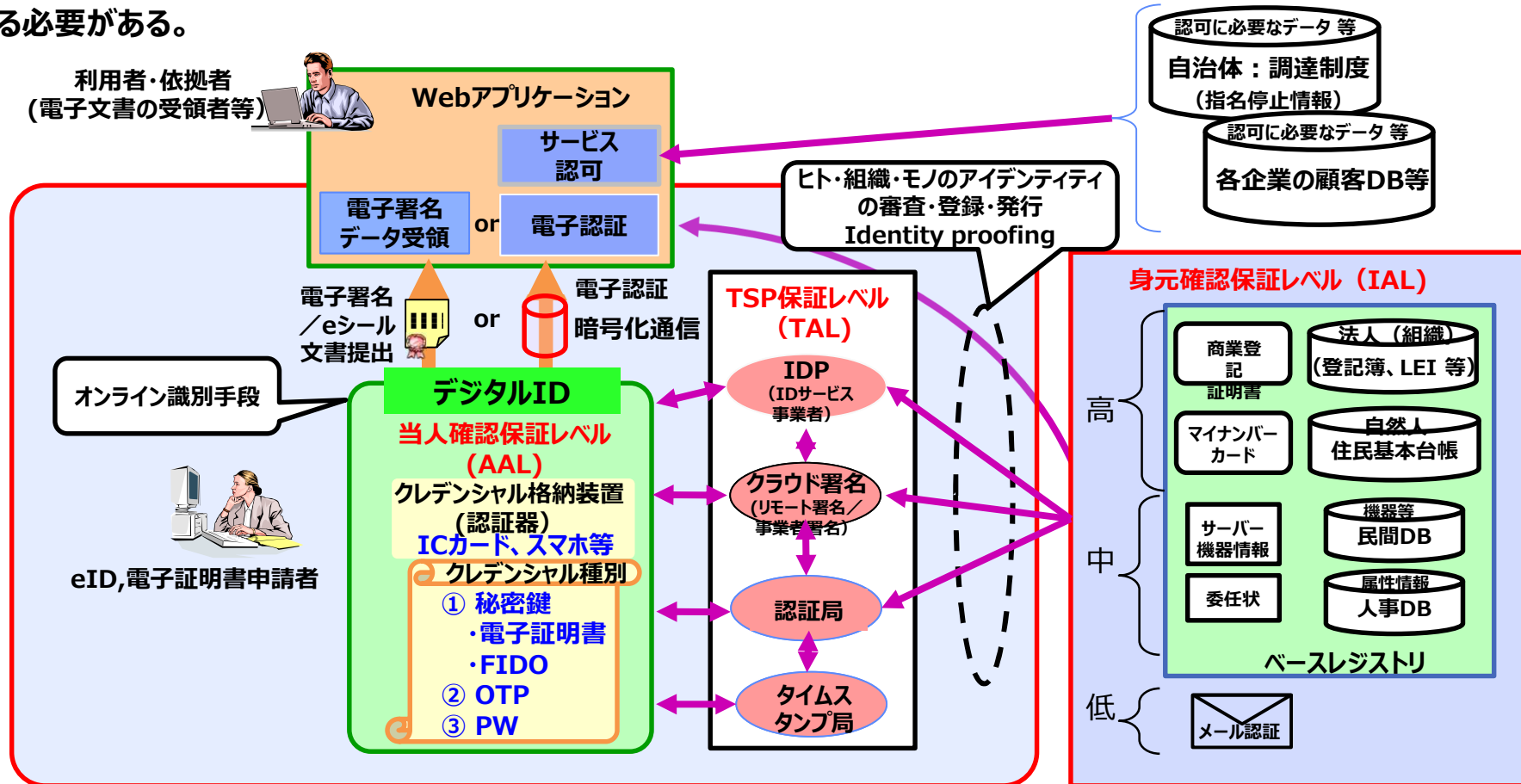
アプリケーションサービスとトラストサービスの関係

- GAIA-X/IDSAとトラストサービスの連携例
- トラストサービスは、eIDAS基準、GAIA-X/IDSA自主基準のどちらも利用可能



トラストの全体像

- トラストのレベルは、身元確認(IAL)、クレデンシャルの強度(AAL)、トラストサービス事業者の信頼度(TAL)で決定され、手続き記録の真正性（証拠力）が求められる程度で電子署名もしくは電子認証が選択される。
- 従来は業務アプリケーション毎の判断で本人を確認しクレデンシャル（パスワード等）を発行し利用者を特定していたが、社会的混乱を防ぐためベースレジストリと紐づけたデジタルIDをトラストサービス事業者から発行するスキームの創設が重要となる。
- そのためにはデジタルIDの保証レベルや、デジタルIDを発行するトラストサービス事業者に求められる保証レベルを検討する必要がある。



トラストの認定の枠組み

- トラストの認定の枠組みの検討
- 認定基準の策定が重要

トラストの認定の枠組み（フレームワーク）

